

<物 件>

水位計(2) 仕様書

1	物件名称	水位計(2)
2	品質・形状・寸法 又は型式	特記仕様書のとおり
3	グリーン物品 の指定	指定しない
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	特記仕様書のとおり
5	納入期限	令和5年3月15日まで
6	納入場所	横須賀市湘南鷹取4丁目7番 ほか1か所
7	特記事項	特記仕様書のとおり
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	上下水道局技術部浄水課 和田 裕育 電話 046-823-0604

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

## 購入物件内訳書

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	数 量	単 価(円)	金 額(円)
1	水位計(2)	特記仕様書のとおり	無	式	1		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

## 水位計（２） 特記仕様書

### 1 場所

- (1) 鷹取高区配水池 横須賀市湘南鷹取４丁目７番  
(2) 逸見高区配水池 横須賀市西逸見町２丁目１０番地

### 2 施工内容

- (1) 既設水位計（検出器および変換器）の撤去  
(2) 新設水位計（検出器および変換器）の据付  
(3) 試験調整  
(4) その他必要事項

### 3 機器仕様

#### (1) 鷹取高区配水池水位計：１台

ア 形式	投込式（浄水用、アレスタ、指示計付）
イ 測定用途	配水池の水位測定（上水）
ウ 測定範囲	0 ～ 10 m
エ 電源	24V DC
オ 出力信号	4 ～ 20 mA DC
カ 防水構造	防まつ形以上
キ 検出器材質	SUS316
ク 精度	フルスケールの±0.2%以内
ケ 変換器	指示計付（変換器でゼロ・スパン調整などメンテナンス可能なこと）
コ 変換器設置仕様	既設パイプスタンション（高さ1200mm 2B）使用
サ 専用ケーブル	12m程度（変換器～検出器は、施工時取り外し可能であること）
シ 現行型式	富士電機(株) 投げ込み式水位計 形式 FQK1ZBB3-000

#### (2) 逸見高区配水池水位計：１台

ア 形式	投込式（浄水用、アレスタ、指示計付）
イ 測定用途	配水池の水位測定（上水）
ウ 測定範囲	0 ～ 10 m
エ 電源	24V DC
オ 出力信号	4 ～ 20 mA DC
カ 防水構造	防まつ形以上
キ 検出器材質	SUS316
ク 精度	フルスケールの±0.2%以内
ケ 変換器	指示計付（変換器でゼロ・スパン調整などメンテナンス可能なこと）
コ 変換器設置仕様	既設パイプスタンション（高さ800mm 2B）使用
サ 専用ケーブル	12m程度（変換器～検出器は、施工時取り外し可能であること）
シ 現行型式	J F Eアドバンテック(株) 投げ込み式水位計 形式 SL-130B-01

#### 4 その他

- (1) 詳細仕様等は、打合せ及び承諾函等により決定する。
- (2) 作業着手前の打合せによる内容は、本仕様書よりも優先する。
- (3) 作業着手前に作業日程について、当局監督員と協議すること。
- (4) 撤去品は当局監督員へ納めること。
- (5) 保証期間は、検査合格の日より2年間とする。請負者は、保証期間内に発生した故障については、無償で修理すること。
- (6) 提出書類
  - ア 作業日程表（任意様式）と作業員名簿（任意様式）を作業着手前に1部提出すること。
  - イ 対象機器の仕様書、試験成績書、取扱説明書、写真帳及びその他必要な書類を報告書（任意様式）として4部提出すること。
- (7) 健康診断（検便）

水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号いずれかに該当する者は、水道法21条に基づき、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を監督員へ提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・病原性大腸菌 0-157 とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。また、検査結果の有効期限は6か月とし、期間が過ぎた場合は再度検査を実施し、検査結果を監督員に提出すること。

  - ア 水工程に直接接触して作業する者
  - イ 水工程に直接接触しないが、概ね一週間程度連続して作業する者
  - ウ 6か月を越えて従事する者